

## 別紙5 (争点に対する被告県の主張) 目次

	第6部 争点に対する被告県の主張 .....	603
	第1章 本件行訴部分の本案前の争点 (争点1) .....	603
5	第2章 被ばくの健康影響に関する当事者の主張 (本件行訴部分及び本件国賠部分 の各本案に共通する基礎事情に関する主張) .....	603
	第3章 本件行訴部分の本案の争点 (争点2) .....	605
	第4章 本件国賠部分の本案前の争点 (争点3) .....	605
	第1節 重複訴訟 (争点3-1) .....	605
	第2節 訴えの取下げの効力 (争点3-2) .....	605
10	第5章 本件国賠部分の本案の争点 (争点4) .....	605
	第1節 本件国賠原告らが主張する被侵害利益が国賠法上保護の対象になるか (争点4-1) .....	605
	第2節 本件国賠原告らが主張する国賠違法事由の有無 (争点4-2) .....	605
15	第1 国賠違法事由①—被告国及び被告県が情報を隠匿した違法 (争点4-2 -1) .....	605
	第2 国賠違法事由②—被告国及び被告県が本件子ども原告らに安定ヨウ素剤 を服用させることを怠った違法 (争点4-2-2) .....	608
	第3 国賠違法事由③—被告国及び被告県が本件子ども原告らに20mSv/ 年までの被ばくを強要した違法 (争点4-2-3) .....	610
20	第4 国賠違法事由④—被告国及び被告県が本件子ども原告らを直ちに集団避 難させることを怠った違法 (争点4-2-4) .....	611
	第5 国賠違法事由⑤—被告国がオフサイトセンターの整備を怠った違法 (争 点4-2-5) .....	611
25	第6 国賠違法事由⑥—被告国及び被告県が周辺自治体との間で SPEEDI 計 算結果の情報共有を怠った違法 (争点4-2-6) .....	611

	第7 国賠違法事由⑦—被告県が福島県の放射線健康リスク管理アドバイザーである山下俊一の発言を放置した違法（争点4-2-7） .....	612
	第3節 因果関係（争点4-3） .....	626
	第4節 損害額（争点4-4） .....	630
5	第5節 相互保証（争点4-5） .....	630
	第6節 消滅時効（争点4-6） .....	630

## 第6部 争点に対する被告県の主張

### 第1章 本件行訴部分の本案前の争点（争点1）

10 （被告県との関係では争点でない。）

### 第2章 被ばくの健康影響に関する当事者の主張（本件行訴部分及び本件国賠部分の各本案に共通する基礎事情に関する主張）

#### 第1節 低線量被ばく

被告県に關係する限度で被告国の主張を援用する。

#### 15 第2節 内部被ばく

被告県に關係する限度で被告国の主張を援用する。

#### 第3節 被ばくの影響による甲状腺がんの発症

20 本件国賠原告らは、「（被告県による）健康調査の目的が、原発による被害の発生がないことを前提としたものとなった」と主張するが、否認する。福島県民健康調査は、甲状腺がん増加への懸念と不安に対応するため、長期にわたる県民の健康見守りを行うものであり（丙B8）、甲状腺がん発症増加が認められる場合には、それが放射線の影響であるかどうかを検討するものである（丙B7）。「原発による被害の発生がないことを前提としたもの」ではない。

25 本件国賠原告らは、「調査（県立医大）と評価（県検討委員会）が共通のメンバーで行われ、制度として調査、評価の独立性が担保されない稚拙なものとなった」と主張するが、否認ないし争う。県検討委員会は医大以外の委員も含め

て構成されていたものであり、放射線防護の専門家を確保することが困難な状況の中で構成された経緯もあることから、「調査、評価の独立性が担保されない稚拙なもの」との評価は正当でない。本件国賠原告らは、内部被ばくの調査について、「基本的には『子どもの甲状腺検査』しか行わないこととなり、チェルノブイリ原発被害の実情を無視するものとなった」と主張するが、否認ないし争う。県民健康調査は、自記式質問票に基づく基本調査（外部被ばく線量の推計）、甲状腺検査（甲状腺の状態を調べる超音波検査）、ホールボディカウンター（WBC）による内部被ばく検査（全身の内部被ばく線量の測定）、避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた住民を対象とする健康診査（一般健診項目及び白血球分画等の検査）、妊産婦に関する調査（母子健康手帳交付者への質問紙調査）などを行っている。本件国賠原告らは、「放医研が国から予算を得て開発し2011年5月20日から公開する予定だった被ばく線量のインターネット調査システムが、同月15日に秘密裏に開催された県検討委員会の準備会で、『県民の不安を煽る』との理由で中止され、原発事故直後の被ばく線量の的確な調査をする機会を失わせた」と主張するが、否認ないし争う。放医研のインターネット調査システムの公開ないし中止は放医研の判断であって、県検討委員会の準備会において決定したというものではない（「同月15日」とあるのは「同月13日」の誤り）。本件国賠原告らは、「公開の検討会の前に秘密の会議を開催し、そこにおいて、公開会議で検討する内容、発言する内容を事前に調整していた」と主張するが、否認する。県検討委員会の準備会は委員への資料説明を趣旨とするものであり、検討する内容や発言する内容を事前に調整していたというものではない。本件国賠原告らは、「秘密会の議事録の公開を求められるや、その存在を否定したり、内容を改竄した議事録が公開した事実等が明らかになり、県民の被告県に対する信用は、文字通り、地に落ちた。」と主張するが、否認ないし争う。もともと、県検討委員会の準備会について議事録は作成されていなかったところ、議事録の公開

を求められたという経過であり、「その存在を否定したり」との批判はあたらない。また、被告県としては、積極的に情報を公開する趣旨で、当時残されていた議事メモを議事録として公開することとしたが、議事メモの内容が担当者の記憶と異なる部分があるため、その部分を削除して公開したという経緯であり、「改竄した」との批判は相当でない。本件国賠原告らは「被告県の情報操作」と主張するが、否認する。被告県が情報操作をしたという事実はない。

その他、被告県に関係する限度で被告国の主張を援用する。

### 第3章 本件行訴部分の本案の争点（争点2）

（被告県との関係では争点でない。）

### 第4章 本件国賠部分の本案前の争点（争点3）

#### 第1節 重複訴訟（争点3-1）

（被告県との関係では争点でない。）

#### 第2節 訴えの取下げの効力（争点3-2）

本件取下原告ら（原告番号3の1、5の2及び9の2）訴訟代理人は、平成29年4月19日、「今般都合により本件訴えの全部を取り下げます。」と記載した取下書（本件取下書）を提出したところ、被告県は、本件取下書の送達を受けた日から2週間以内に、民訴法261条5項所定の異議を述べなかつたから、本件取下原告らの被告県に対する訴えは取下げにより全部終了している。

その他、被告県に関係する限度で被告国の主張を援用する。

### 第5章 本件国賠部分の本案の争点（争点4）

#### 第1節 本件国賠原告らが主張する被侵害利益が国賠法上保護の対象になるか（争点4-1）

被告県に関係する限度で被告国の主張を援用する。

#### 第2節 本件国賠原告らが主張する国賠違法事由の有無（争点4-2）

##### 第1 国賠違法事由①—被告国及び被告県が情報を隠匿した違法（争点4-2

－ 1 )

1 本件国賠原告らは、被告国が、「本件国賠原告らの居住地において、住民に対して空間線量のデータを正確かつ速やかに告知すると共に、低線  
量被ばくの危険性をわかりやすく教示し、住民をして不要な被ばくを可能  
5 な限り避ける対策を怠り、本件国賠原告らが無用な被ばくをすることを事  
実上強要した」としたうえで、被告県が、「国の上記方針を放置し、地方  
自治の本旨に則った福島県民の健康を保持するための補完的措置を何ら  
講じなかった」と主張するが、争う。国の統治機構における国と地方自治  
体間の「補完性」とは、市町村において有効に処理できないようなものを  
10 広域地方自治体としての都道府県が補完し、広域地方自治体である都道府  
県において有効に処理できないようなものを国が行うという概念である。  
被告県は、本件原発事故に関して、本件国賠原告らが主張するような意味  
で国を補完する義務を負うものではない。

2 本件国賠原告らは、被告県の具体的な義務違反の内容として、「3月1  
15 3日以降に行われたモニタリングカーによる測定の結果の大部分を6月  
3日まで関係地方公共団体や住民に公表しないで隠ぺいし、あるいは、少  
なくとも怠った。」と主張するが、争う。3月13日から開始されたモニ  
タリングカーによる測定は、当初、被告県の原子力センター職員がモニタ  
リング計画を策定し、被告国の現地対策本部が同計画を了承したうえで、  
20 文部科学省モニタリング班の職員と県の職員が一体となっていて行っていた  
ものであり（甲C45の12，甲C12），その結果は、被告国の現地対  
策本部に報告されていた（甲C12）。3月16日、被告国において、モ  
ニタリングにかかる役割分担として、モニタリングカーを用いて実施して  
いるモニタリングのデータの取りまとめ及び公表は文部科学省が、これら  
25 のモニタリングデータの評価は原子力安全委員会が、同委員会が行った評  
価に基づく対応は原災本部が行うものと定めた（甲C12，甲C45の1

2)。その後は、文部科学省が現地で被告県と調整しながらモニタリング計画を策定し、被告国の現地対策本部が同計画を了承したうえで、文部科学省モニタリング班の職員と被告県の職員が一体となってモニタリングカーによるモニタリングを行っていたものであり（甲C45の12, 甲C12), そのモニタリングデータは、被告国の現地対策本部が取りまとめ、文部科学省に報告するという流れであった（甲C12, 甲C45の12）。以上の状況において、モニタリングカーによる測定結果について、被告県において住民に情報提供することを義務づけられるものではない。

3 本件国賠原告らは、被告県の具体的な義務違反の内容として、「県内8か所のモニタリングポストの値を公表するに際し、放射線の危険性についての正確な情報を県民に提供することを怠った。」と主張するが、争う。被告県は、国が放射線の危険性について情報提供する内容を前提として、県内各地の放射線量のデータ等を情報提供していたものである。被告県として、独自に放射線の危険性に関する情報を住民に情報提供することを義務づけられるものではない。

4 本件国賠原告らは、被告県の具体的な義務違反の内容として、「原子力安全技術センターから SPEEDI の計算データの提供を受けながら、これを関係地方公共団体及び関係住民に提供しなかったどころか、その大部分を削除して隠ぺいし、あるいは少なくとも重大な過失により情報を失わせたと主張するが、争う。SPEEDI の計算データは、国において作成し、予測線量の推定作業に使用されるとともに、モニタリング実施地点の選定や避難等の防護対策を実施する地域を決定するための基本資料として活用されるものであり（乙C25）、基本的には国が設置する原災本部及び現地対策本部（オフサイトセンター）において利用されるものであり、その活用方法は防護対策を検討するための基本資料という位置づけである。福島県が住民避難に SPEEDI の情報を用いるというものではない。本件

5 原発事故当時、被告県が定めていた福島県地域防災計画（丙A1）によれば、環境放射線モニタリング体制の整備として「県は、国等と連携して、平常時から SPEEDI と環境放射線テレメータシステム等を連携させるなど、気象情報、空間放射線量率等の情報伝達のネットワークを整備・維持するものとする」とされ（丙A1）、緊急時モニタリング体制においては「SPEEDI ネットワークシステムによる予測情報の収集」をすることとされており（丙A1）、SPEEDI の計算データについて、福島県地域防災計画において住民等に対して情報提供すべきことを具体的に定めているものではない。また、福島県地域防災計画（丙A1）は住民等に対して提供すべき情報の類型等を抽象的に定めているが（丙A1）、被告県が提供を受けた SPEEDI の計算データについて、住民等に対して情報提供すべきことを具体的に定めているものではない。以上によれば、被告県において SPEEDI の計算データを原子力発電所の周辺自治体あるいは住民に対し情報提供することを義務づけられるものではない。

15 5 その他、被告県に関係する限度で被告国の主張を援用する。

第2 国賠違法事由②—被告国及び被告県が本件子ども原告らに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法（争点4-2-2）

1 本件国賠原告らは、被告県の具体的な義務違反の内容として、「独自に、WHO 基準である小児甲状腺等価線量 10 mSv か、少なくとも IAEA やアメリカの基準である小児甲状腺等価線量 50 mSv と定める職務上の義務があった」と主張するが、争う。本件原発事故当時、被告県が定めていた福島県地域防災計画（丙A1）は、安定ヨウ素剤の予防服用について、「安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標は、防災指針に基づき、性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量 100 mSv とする。なお、原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させるための防

護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤予防服用等があり、放射性物質の放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を別々に考えるのではなく、総合的に考えるものとする。」と定めていた（丙A1）。これは、国の防災指針において、「安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標として、性別・年齢に関係なく全ての対象者（原則40歳未満）に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100mSvを提案する。この際、・・・本防護対策の効果が限定的であり、屋内退避、避難等の他の防護対策を補完する対策であることを踏まえ、実施に当たっては、技術的観点、実効性、地域の実情を考慮し、他の防護対策とともに判断することが必要である。」（乙A7）としていることに基づき、被告県としても同様の定めをしていたものである。そして、国の防災指針における安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標が、専門的知見を踏まえて策定されたものであり、その考え方も放射線防護体系における国際的な一般原則であるリスク・ベネフィット・バランスの考え方に沿い、かつ、小児甲状腺等価線量の予測線量を基準としている点においても合理性を有するものであるなど、その作成過程や考え方からして十分な合理性が認められるものであるし、IAEAの基準にも合致しているものであって、合理性を欠くものではなく、被告県に関係する限度で被告国の主張を援用する。よって、被告県において、地域防災計画のうち安定ヨウ素剤予防服用にかかる防護対策の内容を、本件国賠原告らが指摘するようなものとして定めるべき法的義務を負うものではない。

- 2 本件国賠原告らは、被告県の具体的な義務違反の内容として、「原災本部から避難指示又は屋内退避指示が発令された段階で、その対象住民に対して安定ヨウ素剤を投与させる旨の指示をする職務上の義務があった」
- 「3月15日午前零時までには、福島県全域の住民に対して安定ヨウ素剤を投与させる旨の指示をすべき職務上の義務があった」と主張するが、争

う。国は、安定ヨウ素剤の予防服用よりも実効性が見込める避難を優先しつつ、安定ヨウ素剤の予防服用の要否についても検討して可能な限り適切な措置を講じようとしていた。このような国の総合的な判断が不合理なものとはいえず、被告県に關係する限度で被告国の主張を援用する。被告県では、安定ヨウ素剤の服用指示については副作用への配慮が必要で、専門的判断が不可欠であると考え、市町村への配備を行いながら、国の服用指示に備えることが最善であると判断していた（丙C6）。被告県が甲C3の指示文書を最初に確認したのは3月18日のことである（丙C6）。被告県地域医療課では、3月18日までの間、国のオフサイトセンター医療班に対し、繰り返し、ヨウ素剤服用についての国の判断を確認していたが、同医療班の回答は、「国の判断を待って対応するように」「今の段階でヨウ素剤服用の必要はない」というものであった（丙C6）。3月18日に甲C3の指示文書を確認した時点において、20km圏内に服用対象者が存在しなかったため、被告県は安定ヨウ素剤服用の指示をしていない。被告県が、被告国の服用指示がない状況において、独自にヨウ素剤服用指示を出すべき事情は認められない。被告県が、被告国の専門的かつ総合的判断がなされることを信頼し、安定ヨウ素剤の市町村への配備を行いながら、国の服用指示に備えていたことについて、職務上の義務違反はない。

3 その他、被告県に關係する限度で被告国の主張を援用する。

### 第3 国賠違法事由③—被告国及び被告県が本件子ども原告らに20mSv／年までの被ばくを強要した違法（争点4-2-3）

本件国賠原告らは、被告国について、「文部科学省が出した20mSv通知は、明らかに住民とりわけ放射線に対する感受性の高い子ども達をして不要な被ばくを可能な限り避けさせる対策をとる職務上の注意義務に違反する。不作為の違法行為ではなく、積極的に小中学生を放射線管理区域の基準を遙かに凌駕する放射線環境に曝そうとしたものであって、むしろ、作為による

違法行為である。」と主張したうえで、被告県の責任も同様であると主張するが、争う。4月19日、文部科学省から福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な考え方について通知が出され(甲B2)、その後、被告県は同通知に従った学校運営を行ってきたものであるが、被告県において国とは異なる独自の安全基準に基づき、国とは異なる独自の安全確保の措置をとるべき義務を負うものではない。

その他、被告県に関係する限度で被告国の主張を援用する。

#### 第4 国賠違法事由④—被告国及び被告県が本件子ども原告らを直ちに集団避難させることを怠った違法(争点4-2-4)

被告県に「子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法」があるとの主張について争う。本件国賠原告らが申請した郷地証人は、「証人としては、全員避難すべきだというような危険性があるというふうにお考えなんですか」と尋ねられ、「それは考えてないです」と証言しているところであり(令和元年11月13日の郷地証人尋問調書157項)、本件国賠原告らの主張は独自の見解であり、失当である。

その他、被告県に関係する限度で被告国の主張を援用する。

#### 第5 国賠違法事由⑤—被告国がオフサイトセンターの整備を怠った違法(争点4-2-5)

(被告県との関係では争点でない。)

#### 第6 国賠違法事由⑥—被告国及び被告県が周辺自治体との間で SPEEDI 計算結果の情報共有を怠った違法(争点4-2-6)

本件国賠原告らは、「SPEEDI 計算結果を住民に開示しないことはもとより、周辺市町村との SPEEDI 予測計算結果の情報共有が不十分であったことについても、被告県は、原災法26条1項1号の『原子力災害に関する情報の伝達』及び同項8号の『原子力災害の拡大の防止を図るための措置』を怠ったものである。」と主張するが、争う。原災法26条1項1号あるいは

8号により、被告県は、住民あるいは周辺市町村に対し SPEEDI の計算データを開示することを義務づけられるものではない。SPEEDI の計算データは、予測線量の推定作業に使用されるとともに、モニタリング実施地点の選定や避難等の防護対策を実施する地域を決定するための基本資料として活用されるものであり（乙C25）、基本的には国が設置する原災本部及び現地対策本部（オフサイトセンター）において利用されるものであり、その活用方法は防護対策を検討するための基本資料という位置づけであり、福島県が住民避難に SPEEDI の情報を用いるというものではない。このような SPEEDI の計算データの性質、位置づけ等に照らして、原災法26条1項1号あるいは8号により、被告県が、住民あるいは周辺市町村に対し SPEEDI の計算データを開示することを義務づけられるものではない。

その他、被告県に関係する限度で被告国の主張を援用する。

第7 国賠違法事由⑦—被告県が福島県の放射線健康リスク管理アドバイザーである山下俊一の発言を放置した違法（争点4-2-7）

1 山下氏は、公表されている放射線量の情報及び自ら測定した放射線量の情報と、国際的に合意されている科学的知見に基づき、放射線防護にかかる国際的基準に沿って、専門家としての見解を示してきたものである。

(1) 本件国賠原告らは、「山下教授がしたことは、県内各地の汚染の実態を把握しないまま、あるいはこれを無視し、これまでの低線量被ばくへの健康被害について積み重ねられてきた科学的知見を踏まえることなく、一方的な安全宣伝を繰り返すことであった。」と主張するが、争う。

(2) 放射線の影響に関しては様々な知見が報告されているため、国際的に合意されている科学的知見及び放射線防護にかかる国際的基準を理解する必要がある（以下本項全体について丙B6、丙B8、丙B12）。

ア 国際的に合意されている科学的知見としては、科学的知見を国連に報告している UNSCEAR, WHO, IAEA 等の報告書に準拠すること

が妥当である（丙B6の1，山下調書）。国際的な合意に基づく科学的知見によれば，放射線による発がんリスクは，100 mSv以下の被ばく線量では，他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため，放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる（丙B6の1，山下調書，乙B6）。この低線量被ばくによる健康影響に関する現在の科学的な知見は，主として広島・長崎の原爆被ばく者の半世紀以上にわたる精緻なデータに基づくものである（山下調書）。広島・長崎の原爆の人体に対する影響の調査は，その規模及び調査の精緻さから，世界の放射線疫学研究の基本であり，UNSCEARも常に報告している（丙B6の1）。

イ 低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし，積算量として合計100 mSvを被ばくした場合は，短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されている。このことは，動物実験においても確認されている（丙B6の1，山下調書）。本件原発事故により環境中に放出された放射性物質による被ばくの健康影響は，長期的な低線量率の被ばくであるため，瞬間的な被ばくと比較し，同じ線量であっても発がんリスクはより小さい（丙B6の1）。

ウ 放射線防護にかかる国際的基準としては，国際放射線防護委員会（ICRP）は，被ばくの状況を緊急時，現存，計画の3タイプに分類し，緊急時及び現存被ばく状況における防護対策の計画・実施の目安として，次のとおり，それぞれについて被ばく線量の範囲を示し，その中で状況に応じて適切な「参考レベル」（これは，そのレベルを下回るよう対策を講じて，被ばく線量を漸進的に下げていくための基準であり，また，防護措置の成果の指標となるものである。）を設定し，住民の安全確保に活用することを提言している（丙B3，丙B6の1，山下調書，丙B12）。

(ア) 緊急時被ばく状況（原子力事故又は放射線緊急事態の状況下において、望ましくない影響を回避若しくは低減するために緊急活動を必要とする状況）の参考レベルは、年間20～100 mSv の範囲の中から選択する。

5 (イ) 現存被ばく状況（緊急事態後の復興期の長期被ばくを含む、管理に関する決定を下さなければならない時に既に存在している被ばく状況）は、年間1～20 mSv の範囲の中から選択する。

10 (ウ) 計画被ばく状況においては、参考レベルではなく、線量拘束値として設定することを提言しており、一般住民の被ばくでは状況に応じて年間1 mSv 以下で選択する。

以上のICRPの提言する内容は、前記の国際的に合意されている科学的知見及び現在の科学で分かっている長期にわたる被ばくの健康影響に照らして、安全側に立って策定されたものである。

15 エ 放射線防護や放射線管理の立場からは、100 mSv 以下の低線量被ばくであっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという考え方が採用されているが、これは、科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されているものであり、予測された被ばくによるリスクと放射線防護措置等による他の健康リスク等、リスク同士を比較する際に意味がある（丙B  
20 6の1）。放射線防護上では、100 mSv 以下の低線量であっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという考え方は重要であるが、この考え方に従ってリスクを比較した場合、年間20 mSv 被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん  
25 要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低いこと、放射線防護措置に伴うリスク（避難によるストレス、屋外活動を避け

ることによる運動不足等)と比べられる程度であると考えられる(丙B6の1, 乙B6)。

(3) 山下氏は、公表されている放射線量の情報及び自ら測定した放射線量の情報と、上記の国際的に合意されている科学的知見に基づき、放射線防護にかかる国際的基準に沿って、専門家としての見解を示してきたものであり、その発言の趣旨は「放射能の危険から救済を求める福島県民の声を封じ込めるため」ではない(山下調書)。

2 3月21日に福島テルサ(福島市)で実施された山下氏の講演内容(丙C11)について

(1) 福島テルサでの講演における、山下氏の発言の趣旨

山下氏の発言全体の流れは以下のとおりである。(丙C11の1)

ア 今回の原子力発電所事故に広島、長崎の経験を生かしたいと考えていること

イ 原発事故の現場で作業している方の被ばく量と、福島市での被ばく量とは全く異なること

ウ これまで、今回のような原子力発電所事故を誰も経験したことがないため、現在の放射線量が健康に対して危険なものかどうかの説明が足りていないこと

エ 原子力発電所事故の渦中にある中で、現在の放射線量が健康に対して危険なものかどうかを伝えることが自分たちの役割であると考えていること

オ 放射線の健康影響は外部被ばくと内部被ばくに分かれるが、事故を起こした原子力発電所から20km, 30km以上離れた地域では内部被ばくが問題となること

カ 現状において、事故を起こした原子力発電所から20~30km離れた地域は、危険ではなく、避難させる必要がないこと

キ 放射線量は時間が経つにつれて減少していくこと

ク 放射線により細胞の遺伝子に傷がつくことから、健康影響が心配されているが、人間の体は遺伝子に傷がついた場合でも治す機能があること

5 ケ 放射線量は測ることができ、その数値の意味を正しく理解する必要があること

コ 100 mSv の健康影響は、100人のうち1人、がんが起ころかどうかというものであるが、実際にはがんは様々な原因で起ころものであり、100人のうち33人はがんで死亡していること

10 サ 現在の環境中の放射線は、mSv の1000分の1である  $\mu$ Sv 単位であるが、放射線が見えず、音もしない等、五感で感じられないものであることから不安になること

シ mSv という単位であれば健康影響があるが、 $\mu$ Sv という単位では健康影響はないこと

15 ス 福島市では20  $\mu$ Sv/h といった値がしばらく続き、現在は10  $\mu$ Sv/h 以下となっていること。屋内にいれば屋外よりも放射線量は減少するし、内部被ばくする量は更に減少すること

セ 内部被ばくについては圧倒的に量が少ないうえ、半減期により減少していくこと

20 ソ 内部被ばくについては、その量をずっと1年間食べ続けた場合を計算して安全基準が定められていること

タ 市民と専門家、市民と県、国との信頼関係を築く必要があること。そのために、国が出す情報を中立的に評価する機関が必要であること

25 チ 今回の原子力発電所事故で福島の知名度が上がったことを、今後の復興に活かすべきであること

ツ 放射線安全防護の基準は、放射線への感受性が高い子どもを基準と

して作られていること

テ 放射線による影響はリラックスしている方が少ないものとなること  
ト この後の質疑応答では積極的に質問をしてもらいたいこと

ト この後の質疑応答では積極的に質問をしてもらいたいこと

5 以上の講演における発言は、全体としてみると、前記の国際的に合意  
されている科学的知見に基づき、放射線防護にかかる国際的基準に沿っ  
たものである。また、この講演会における質疑応答において、親族が出  
産予定の質問者が、「水と空気が、小さい子供、胎児とかに影響する  
10 いうことで、非常にその事が気になっています。このまま福島に居て  
いいのか、実家とか県外に行った方がいいのか、凄く単純なことなん  
ですが、どうなのでしょう。」と質問したのに対し、山下氏は「国の今  
のスタンダード、標準からいくと、30キロより遠い所は心配は要ら  
ないと言っていますが、もし私がそのような立場であれば、それはより  
15 遠くに避難した方がいいと思います。」「もし本当にご心配であれば、  
その値を客観的に判断して、避難することは何ら恥じることはありません  
し、もしそういう事が可能であれば、それを誰も止めることはでき  
ないと思います。」と回答している（丙C11の2）。このような回答  
内容に照らしても、山下氏の発言は、「放射能の危険から救済を求め  
る福島県民の声を封じ込める」などというものではない。

20 (2) 福島テルサでの講演について、本件国賠原告らの批判に対する反論

ア 本件国賠原告らは、福島テルサでの講演における前記(1)カの部分  
のうち、「これだけ原発がトラブルを起こして危ない、最悪のシナリオ  
だといいいながら、じゃあなぜ国は20キロから30キロの人を避難  
25 させないんでしょうか。ここは知恵の絞りどころです。今の現状は危  
険じゃないからです。だから、避難させる必要がないのです。（丙C1  
1の1）」との発言が不合理で、非科学的であるなどと非難するが、

5 失当である。事故発生初期に大きな被ばくを避けるための基準として、  
屋内退避については10 mSv、避難については50 mSv とされている  
（丙B12）。原子力発電所事故から10日後である3月21日の  
状況において、上記の事故発生初期に大きな被ばくを避けるための基  
準に照らして、原子力発電所事故から20～30 km 離れた地域は、  
屋内退避、避難の対象となるものではなかった。よって、3月21日  
の状況において、上記の事故発生初期に大きな被ばくを避けるための  
基準に照らして、原子力発電所事故から20～30 km 離れた地域は  
危険ではなく、避難させる必要がないとの発言それ自体が不合理、非  
10 科学的なものではなく、現在は放射線量が高くても、大気中の放射線  
量が時間の経過とともに落ち着いていくであろうという点を説明し  
たものであり、不合理あるいは非科学的な発言ではない。

イ 本件国賠原告らは、福島テルサでの講演における前記(1)クの部分の  
うち、「放射線はエネルギーとして、一つ覚えてください。1 mSv の  
15 放射線を浴びると、皆様方の細胞の遺伝子の1個に傷がつきます。簡  
単。100 mSv 浴びると100個傷がつきます。これもわかる。浴び  
た線量に応じて傷が増える。これもわかる。みんな一様に遺伝子に傷  
がつきます。しかし、我々は生きています。生きている細胞は、その  
遺伝子の傷を治します。いいですか。1 mSv 浴びた。でも翌日は治っ  
20 とる。これが人間の身体です。100 mSv 浴びた。99個うまく治し  
た。でも1個間違っただけかもしれない。この細胞が何十年も経っ  
て増えてきて、がんの芽になるということを怖がって、今皆さんが議  
論していることを健康影響というふうに話をします。まさにこれは確  
率論です。事実上1 mSv 浴びると1個の遺伝子に傷がつく。100  
25 mSv 浴びると100個つく。一回にですよ。じゃあ、今問題になって  
いる10 μSv、50 μSv という値は、要するに、傷がついたかつかん

かわからん。つかんのです。ここがミソです。(丙C11の1)」との発言が不合理で、非科学的であるなどと非難するが、失当である。前述のとおり、国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんリスクは、100 mSv以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされており(丙B6の1, 山下調書, 乙B6), 山下氏の上記発言は、上記科学的知見を踏まえながら、人間の体は遺伝子に傷がついた場合でも治す機能があることを説明したものであり、不合理あるいは非科学的な発言ではない。この部分について、本件国賠原告らは「1 mSvの放射線を浴びると、皆様方の細胞の遺伝子の1個に傷がつきますという話を聞いたら、県民の皆さんは、実効線量1 mSvの被ばくをすれば、体の中の遺伝子の1個に傷がつくというふうに理解するんじゃないでしょうか」と指摘しているが、山下氏は、放射線により細胞の遺伝子に傷がつくことから、健康影響が心配されているが、人間の体は遺伝子に傷がついた場合でも治す機能があることのとえとして説明をしていたものである(山下調書)。このような説明は、放射線による発がんリスクが、100 mSv以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいことを説明する内容として不相当ではない。

ウ 本件国賠原告らは、福島テルサでの講演における前記(1)チの部分のうち、「これから福島という名前は世界中に知れ渡ります。福島、福島、福島、何でも福島。これは凄いですよ。もう、広島・長崎は負けた。福島の名前の方が世界に冠たる響きを持ちます。ピンチはチャンス。最大のチャンスです。何もしないのに福島、有名になっちゃったぞ。これを使わん手はない。何に使う。復興です。(丙C11の1)」

との発言の趣旨が、「福島県がどんな深刻な放射能汚染状況であろうとも住民に健康被害はなく、避難の必要がないことを訴えること、つまり集団避難によって福島県が崩壊する事態防止をひたすら配慮し、県民の人命・健康は犠牲にしても、福島県の経済復興の妨げになる要素をすべて取り除くことにあった。」などと非難するが、上記(1)の内容を全体としてみれば、科学的根拠に基づく放射線健康リスクの講演であり、本件国賠原告らは、その一部分のみを捉えて、殊更に発言の趣旨を曲解するものであり、失当である。

エ 本件国賠原告らは、福島テルサでの講演における前記(1)の部分のうち、「大人は二十歳を過ぎると放射線の感受性は殆どありません。限りなくゼロです。大人は放射線に対して感受性が殆どないということをまず覚えてください（丙C11の1）」との発言が問題であるなどと非難するが、上記の発言部分は、前後の発言とあわせて、放射線安全防護の基準が放射線への感受性が高い子どもを基準として作られていることを説明するものであり、問題発言とされるものではない。

オ 本件国賠原告らは、福島テルサでの講演における前記(1)の部分のうち、「放射線の影響は、実はニコニコ笑ってる人にはきません。クヨクヨしてる人にきます。これは明確な動物実験でわかっています。（丙C11の1）」との発言が問題であるなどと非難するが、上記の発言部分は、放射線による影響はリラックスしている方が少ないものとなることが動物実験で分かっていることを伝える趣旨であり、問題発言とされるものではない。

カ 本件国賠原告らは、福島テルサでの講演における質疑応答のうち9番目について、「環境汚染の濃度、 $\mu\text{Sv}$ が、 $100\mu\text{Sv/h}$ を超さなければ、全く健康に影響を及ぼしません。（丙C11の2）」と回答したことについて、非科学的な発言であると非難するが、上記の発言

は、「 $10\mu\text{Sv}/\text{h}$ 」と説明すべきところを、誤って「 $100\mu\text{Sv}/\text{h}$ 」  
と発言したものであり、意図的な誤りではない。この点については、  
後に、被告県のホームページ上で、「質疑応答の『 $100\mu\text{Sv}/\text{h}$  を  
超さなければ健康に影響を及ぼさない』旨の発言は、『 $10\mu\text{Sv}/\text{h}$  を  
5 超さなければ』の誤りであり、訂正しお詫びを申し上げます。ご迷惑  
をおかけして誠に申し訳ありません」と掲載し、発言を訂正している。

キ 本件国賠原告らは、福島テルサでの講演における質疑応答のうち1  
1番目について、「今の外に出て2時間半くらい自転車でこいで行っ  
て吸っても、たいへん嬉しいことに、あるいは残念なことに、まず男、  
10 20歳以上、全く影響ありません。どんどんやって大丈夫です。それ  
はご心配いりません。（丙C11の2）」と回答したことについて、  
不合理で、非科学的であるなどと非難するが、上記の回答部分は、こ  
れまでの科学的知見に基づいて、当時、福島市で外出することについ  
て、放射線による健康への影響は考えられない点を説明したものであ  
り、不合理あるいは非科学的な発言ではない。  
15

ク 本件国賠原告らは、福島テルサでの講演における質疑応答のうち2  
0番目について、「私がいつも言うように $100\mu\text{Sv}/\text{h}$ というのは、  
それ以上になると屋内退避すべきだと思います（丙C11の2）」と  
回答したことが、非科学的であると非難するが、事故発生初期に大き  
な被ばくを避けるための基準として、屋内退避については $10\text{mSv}$ と  
20 されており（丙B12）、 $100\mu\text{Sv}/\text{h}$ が4日間継続すると $9.6$   
 $\text{mSv}$ となることから、短期間 $100\mu\text{Sv}/\text{h}$ が継続する場合に屋内退  
避すべきと説明することは非科学的なものではない。

3 5月3日、二本松市立二本松北小学校での山下氏の講演内容について  
25 山下氏の講演内容については、上記2記載の福島テルサでの講演記録の  
ほか、5月3日に二本松市立二本松北小学校で実施された講演の反訳（丙

C12)が存在するところ、同講演に関して以下のとおり主張する。

(1) 二本松北小学校での講演における、山下氏の発言の趣旨

山下氏の発言の流れは以下のとおりである。(丙C12)

5           ア 原子力発電所事故から2か月近くが経過し、初期のクライシスコミュニケーションを行っていた状況から変わってきていること、各個人が被ばく線量を知り、計算できるようになったこと、一般に、数 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ という現状の放射線量への懸念や不安があること

10           イ 広島・長崎の原爆被ばく者のデータをもとに講演をしてきたこと、これらのデータによれば、被ばく量が100～1000 $\text{mSv}$ の間で、被ばく線量に応じて発がんのリスクが増えていること

15           ウ 100 $\text{mSv}$ 以下は明らかな発がんリスクが現在観察されていないこと、これからも100 $\text{mSv}$ 以下の発がんリスクを証明する事は非常に困難であること、しかし、放射線の安全防護の基準の観点からはできるだけ被ばくしない方が良いことから、放射線安全防護基準は100 $\text{mSv}$ 以下も直線的なリスクがあるとして設定されていること

          エ 放射線の健康影響についての科学的な知見と、政治的に決断される安全防護の線引きとは異なるものであること

20           オ 政府が出した20 $\text{mSv}/\text{年}$ という数字は、日常の1 $\text{mSv}$ の20倍と理解することもできるし、発がんリスクが観察されなくなる100 $\text{mSv}$ を下回っていると理解することもできること

          カ 現在は、平時ではなく非常事態で放射線と向き合う状況であること

          キ 平時の被ばく線量は年1 $\text{mSv}$ くらいであるが、現在は非常時であり、平時の基準は通用しないこと、非常事態の渦中における基準として、20 $\text{mSv}/\text{年}$ という基準が政府から示されたこと

25           ク 広島・長崎の原爆被ばく者のデータから、被ばく量を100 $\text{mSv}$ 以下に抑えることが大原則であること、これを踏まえて、国際放射線安

全防護委員会は、緊急時の避難、あるいは屋内退避の指示の後、事態が長引くことに応じて基準値を上げることを認めていること、具体的には、事態が収束しない場合は100～20 mSv/年の中で安全防護の基準を設けること、事故が収束したら20 mSv/年以下に安全防護の基準を設けることを認めていること、日本政府はその中で20 mSv/年という基準を示したこと

ケ 100 mSv より下では発がんリスクが分からないという放射線の確率的な影響に対するリスクへの対応は、個人個人がどうするかを判断するしかないこと。なお、同書証部分に「しかしその痛手は分からない」とあるのは「しかしその下では分からない」の誤記である。

コ 広島・長崎の原爆被ばく者のデータによれば、若ければ若いほど被ばくの影響は出やすいが、40歳を過ぎると、ほぼ放射線の影響は発がんリスクには関わってこないこと

サ 放射線が怖いのは遺伝子に傷がつくからであるが、遺伝子に傷をつけるものは放射線以外にもたくさんあること、生命体には遺伝子に傷がついた場合でも、少量であれば治す機能があること

シ チェルノブイリ原発事故と福島原子力発電所事故とは、事故の規模、広がり、影響度が全く異なること、チェルノブイリ原発事故において小児甲状腺癌が激増したという経験が福島原子力発電所事故では活かされ、汚染された食品の流通が制限されたこと

ス 体内の放射性物質の量をホールボディカウンターで測定することができること

セ 参加者との質疑応答をするためにこの講演会に来たものであり、積極的に質問をしてもらいたいこと

以上の講演における発言は、全体としてみると、前記の国際的に合意されている科学的知見に基づき、放射線防護にかかる国際的基準に沿っ

たものである。

(2) 二本松北小学校での講演について本件国賠原告らに対する反論

5           ア 本件国賠原告らは、二本松北小学校での講演における前記(1)エの部分のうち「何度も申しますように100 mSv 以下では明らかな発がんリスクは起こりません。(丙C12)」との発言が不合理で、非科学的であるなどと非難するが、失当である。国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんリスクは、100 mSv 以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされており(丙B6の1, 山下調書, 乙B6), 山下氏の上記発言は、上記科学的知見を踏まえながら、放射線の健康影響についての科学的な知見と、政治的に決断される安全防護の線引きとは異なるものであることを説明したものであり、不合理あるいは非科学的なものではない。

15           イ 本件国賠原告らは、二本松北小学校での講演における前記(1)の部分のうち「平時にはみなさん、1 mSv ぐらいしか浴びない。しかし非常時では、平時の基準は通用しないということであります。じゃあ、通用しなければ、どういう基準を持って皆様方の生活を守り、経済的な崩壊を防ぎ、家族がばらばらになることを防ぐことができるか。もっと言うと、どのように対応すれば福島を崩壊させずに済むかということが私がもっとも腐心した点であります。(丙C12)」との発言の趣旨が、「福島県がどんな深刻な放射能汚染状況であろうとも住民に健康被害はなく、避難の必要がないことを訴えること、つまり集団避難によって福島県が崩壊する事態防止をひたすら配慮し、県民の人命・健康は犠牲にしても、福島県の経済復興の妨げになる要素をすべて取り除くことであつた。」などと非難するが、上記(1)の内容を全体

としてみれば、科学的根拠に基づく放射線健康リスクの講演であり、本件国賠原告らは、その一部分のみを捉えて、殊更に発言の趣旨を曲解するものであり、失当である。

5 ウ 本件国賠原告らは、二本松北小学校での講演における前記(1)の部分のうち「日本政府がすべての責任をとっていただければ、一番済むこと  
10 ですが、責任はとれない。皆さん方の命です。命の選択は、我々個人個人が可能な限り選ばなくてははいけません。何もしないという選択もあります。しかしそれもリスクを伴います。何かをすること  
も当然リスクを伴うわけであります。(丙C12)」との発言を非難するが、上記発言は、原子力発電所事故による放射線の確率的な健康  
15 リスクについて、その対応は最終的には各自の選択によることを説明したものであり、非難される発言ではない。

4 100mSv を超える放射線を浴びることはないから健康には影響がない旨の発言は、国際的な合意に基づく科学的知見を踏まえたものである

15 本件国賠原告らは、山下氏が講演会において「100mSv を超える放射線を浴びることはないから健康には影響がない」と発言したことが不合理であると主張するが、争う。前述のとおり、国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんリスクは、100mSv 以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいと  
20 されており(丙B6の1, 山下調書, 乙B6), 山下氏が講演会において、100mSv を超える放射線を浴びることはないから健康には影響がない旨の発言をしたことは、上記国際的な合意に基づく科学的知見を踏まえたものである。本件国賠原告らは、山下氏が原子力発電所事故前の講演録に  
25 において「主として20歳未満の人たちで、過剰な放射線を被ばくすると、10~100mSv の間で発がんが起りうるというリスクを否定できま

せん。」と話したことが記録されていること等を指摘するが（甲C34、山下調書）、同講演は医療関係者を対象とした講演であり、医療被ばくを想定しての講演であった。原子力発電所事故後の緊急時被ばく状況では、参考レベルは年間20～100mSvの範囲とされ、その後の現存被ばく状況では、参考レベルは年間1～20mSvの範囲とされるのに対し、医療被ばくなどの計画被ばく状況においては、参考レベルではなく、線量拘束値として設定することが提言され、一般住民の被ばくでは状況に応じて年間1mSv以下で選択するものとされている（丙B3、丙B6の1、山下調書、丙B12）。以上のとおり、原子力発電所事故後の放射線防護の体系と、医療被ばくに対する放射線防護の体系は全く異なるものである。本件国賠原告らが摘示するところの山下氏が本件原発事故前に講演した内容は、医療被ばくに対する放射線防護にかかるものであるのに対し、山下氏が本件原発事故後に講演した内容は、原子力発電所事故後の放射線防護にかかるものであるから、両者の間に説明の内容に差異が生じることは、放射線防護の体系が異なる以上、起こりうることである。山下氏が講演会において、100mSvを超える放射線を浴びることはないから健康には影響がない旨の発言をしたことについて、本件原発事故前に講演した内容と比較して異なる部分があったとしても、そのことをもって、山下氏の講演会での上記発言内容が不合理なものということにはならない。

### 第3節 因果関係（争点4-3）

国賠違法事由⑦（被告県が福島県の放射線健康リスク管理アドバイザーである山下氏の発言を放置した違法）と本件国賠原告らが主張する損害との因果関係について、以下のとおり主張する。その他の国賠違法事由との因果関係については、被告県に関係する限度で被告国の主張を援用する。

#### 1 原告番号17の1～2（甲F17の1）

原告番号17の2は、山下氏のテレビでの発言を聞いたことにより、子

ども以外は地元の野菜を食べ、窓も開けて生活したことにより、「無用な被ばくを強いられた」と主張するが、原告番号17の2は、山下氏のテレビでの発言ばかりでなくインターネット上の情報から山下氏の発言と対比する種々の情報を得ていた状況にあり、もとの「家を締め切り、出来るだけ子どもを屋外に出さない」生活に逆戻りしたと述べており、山下氏の発言だけでなく、インターネット等種々の情報を自身で判断して自ら生活の仕方を選択しており、山下氏の発言によって選択したのではない。原告番号17の1～2の主張する「無用な被ばくを強いられた」との損害と山下氏の発言との相当因果関係は存在しない。

## 2 原告番号24の1～2（甲F24の1）

原告番号24の2は、山下氏のラジオでの発言を聞いたことにより、東京の妹の元に避難させていた二女（原告番号24の1）を、4月11日の中学校の入学式に出席させるため福島県の自宅に戻したことにより、「無用な被ばくを強いられた」と主張するが、原告番号24の2は、山下氏の発言について自ら「これを信用したわけではありませんが」とも述べているところであり、山下氏の発言だけでなく、種々の情報を自身で判断して自ら生活の仕方を選択しており、山下氏の発言によって選択したのではない。原告番号24の1～2の主張する「無用な被ばくを強いられた」との損害と山下氏の発言との相当因果関係は存在しない。

## 3 原告番号54（甲F54）

原告番号54は、山下氏のテレビでの発言を聞いたことにより、避難を思いとどまり、スーパーや給水車の前で子どもたちと一緒に並んだなどのことで、「無用な被ばくを強いられた」と主張するが、原告番号54自身、「テレビでは枝野官房長官が『今すぐ影響はない』として」いたことについても判断材料となっていたことを述べ、また、様々な情報が入ってくるにつれて段々不安になったと述べており、山下氏の発言だけでなく、内閣

の発表やその他の種々の情報を自身で判断して自ら生活の仕方を決定していたから、山下氏の発言によって避難をするか否か、生活の仕方を選択したのではない。原告番号54の主張する「無用な被ばくを強いられた」との損害と山下氏の発言との相当因果関係は存在しない。

5 4 原告番号44の1（甲F44の1）、原告番号57（甲F57）、原告番号70の3（甲F70の3）

10 本件国賠原告らは、原告番号44の1、原告番号57、原告番号70の3の陳述を引用して「本件国賠原告のまわりの多くの住民が山下発言を信用し、被ばくについての警戒心をといてしまった」と主張するが、これらはいずれも、本件国賠原告ら自身にかかる山下氏の発言と損害の相当因果関係を主張するものではない。なお、山下氏の発言内容に問題があるとの趣旨の主張について争う。山下氏は、公表されている放射線量の情報及び自ら測定した放射線量の情報と、国際的に合意されている科学的知見に基づき、放射線防護にかかる国際的基準に沿って、専門家としての見解を示してきたものであり、問題のある内容ではない。

15

5 原告番号28の2

原告番号28の2は、自身の原発事故に対する対応の判断において、山下氏の発言内容がどのように影響したかについて証言をしていない。原告番号28の2は、陳述書において、山下氏の講演会に参加したことはなく、山下氏の発言内容を聞いても自分自身の判断は変わらないとしている。原告番号28の2は、陳述書において、山下氏の発言内容をインターネットで知ったとしているが、山下氏の発言内容、発言の趣旨を正確に認識、理解していたものとはいえない。原告番号28の2の主張する「無用な被ばくを強いられた」との損害と山下氏の発言との相当因果関係は存在しない。

20

25 6 原告番号4の3

原告番号4の3は、「(山下先生のお話を) 直接、その場に行って聞いた

ことはございません」「(山下さんの) お話を聞いたとしても、私は子供だけでも避難させたと思います。」と証言している。原告番号4の3の主張する「無用な被ばくを強いられた」との損害と山下氏の発言との相当因果関係は存在しない。

5 7 原告番号31の4

原告番号31の4は、「山下氏の記事を読んで半信半疑だったというふうに言われましたけど、それを読んだことによって、あなたの行動に何か影響はありましたか。」と尋ねられ、「影響はなかったです。」と証言し、「信用できないと思ったということね。」と尋ねられ、「はい。」と証言している。原告番号31の4の主張する「無用な被ばくを強いられた」との損害と山下氏の発言との相当因果関係は存在しない。

10 8 原告番号50

原告番号50は、本人尋問において、自身の原発事故に対する対応の判断において、山下氏の発言内容がどのように影響したかについて、証言をしていない。原告番号50は、陳述書において、山下氏の講演会を直接聞いたことはないとしている。原告番号50は、陳述書において、山下氏がラジオで話している内容を知人から教えてもらったことがあるとしているが、山下氏の発言内容、発言の趣旨を正確に認識、理解していたものとはいい難い。原告番号50の主張する「無用な被ばくを強いられた」との損害と山下氏の発言との相当因果関係は存在しない。

20 9 原告番号17の2

原告番号17の2は、「福島県の放射線アドバイザーとして来た、最初に高村昇さん、その後に山下氏さんの話を聞きましたときに、彼らが言ってくれている、ここにも大丈夫なんだということに対して、そうなんだ、大丈夫なんだなということ自分を言い聞かせるような気持ちがあったと思います。」と証言したが、「もともと、(山下氏の発言を) 信じたとい

5 っても、本当にこれでいいのかという気持ちは自分の中にあっただけで、  
そうでない情報を見ると、大丈夫なのかなという気持ちが芽生えたと思いま  
す。」「信用できないと思ったということね。」と尋ねられ、「はい。」とも  
証言している。原告番号17の1は、山下氏の発言だけでなく、種々の情  
報を自身で判断して自ら生活の仕方を選択しており、山下氏の発言によっ  
て選択したのではない。原告番号17の1の主張する「無用な被ばくを強  
いられた」との損害と山下氏の発言との相当因果関係は存在しない。

#### 第4節 損害額（争点4-4）

被告国に關係する限度で被告国の主張を援用する。

#### 10 第5節 相互保証（争点4-5）

被告国に關係する限度で被告国の主張を援用する。

#### 第6節 消滅時効（争点4-6）

15 被告国は、本件国賠原告らに対し、令和2年7月28日の第27回口頭弁  
論期日において陳述した準備書面(19)をもって、消滅時効を予備的に援用した  
(国賠法4条、民法724条前段)。その理由については、被告国に關係す  
る限度で被告国の主張を援用する。

以 上